

〈国民健康保険にご加入の皆さまへ〉

令和4年度

国民健康保険税が変わります

県の運営方針に従い、令和4年度から県内44市町村全てにおいて賦課方式を2方式(所得割・均等割)に統一することになりました。当市においても令和4年度から賦課方式を現行の4方式から2方式へ変更するとともに、税率の改正を行います。

〔改正前〕4方式

区分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療給付費分	5.70%	22.00%	14,000円	17,000円
後期高齢者支援分	1.50%	10.00%	5,000円	5,000円
介護納付金分	0.87%		12,000円	

〔改正後〕2方式

区分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療給付費分	4.39%	廃止	19,600円	廃止
後期高齢者支援分	2.61%		10,700円	
介護納付金分	2.42%		11,500円	

- 所得割…前年中の所得に対する課税
 - 資産割…市内の固定資産税に対する課税
 - 均等割…加入者1人当たりの課税
 - 平等割…1世帯当たりの課税
- (※所得割・資産割を応能割、均等割・平等割を応益割といいます。)

賦課方式変更に伴う 負担軽減策

- 未就学児の均等割半額軽減 → 軽減額の5割を国が補助します
- 子育て世帯への配慮 → 市独自の助成により、就学児から18歳までの方[※]の均等割半額軽減を実施 ※18歳までとは…18歳に達して迎える3月31日まで

税額計算例

2人世帯 (例：ひとり親世帯)



- ◆20代親1人+未就学児1人
 - ◆持ち家なし
 - ◆給与所得：130万円
 - ◆一定所得以下による応益割軽減2割
 - ◆子どもの均等割軽減あり
- …の場合

区分	旧税率の場合①	新税率の場合②	増減額②-①
所得割	62,500円	60,900円	▲ 1,600円
資産割	0円		0円
均等割	30,400円	36,300円	5,900円
平等割	17,600円		▲ 17,600円
合計額	110,500円	97,200円	▲ 13,300円

2人世帯 (例：年金受給者)



- ◆高齢者70代前半の夫婦
 - ◆持ち家あり(固定資産税18,200円)
 - ◆年金所得
世帯主110万円、配偶者0万円
 - ◆一定所得以下による応益割軽減2割
- …の場合

区分	旧税率の場合①	新税率の場合②	増減額②-①
所得割	48,100円	46,900円	▲ 1,200円
資産割	5,800円		▲ 5,800円
均等割	30,400円	48,400円	18,000円
平等割	17,600円		▲ 17,600円
合計額	101,900円	95,300円	▲ 6,600円

4人世帯 (例：現役世代)



- ◆50代夫婦 +
子ども2人(中学生+高校生)
 - ◆持ち家あり(固定資産税83,700円)
 - ◆給与所得
世帯主360万円、配偶者20万円
 - ◆子どもの均等割軽減あり
- …の場合

区分	旧税率の場合①	新税率の場合②	増減額②-①
所得割	255,700円	298,500円	42,800円
資産割	26,800円		▲ 26,800円
均等割	100,000円	113,900円	13,900円
平等割	22,000円		▲ 22,000円
合計額	404,500円	412,400円	7,900円

令和4年度国民健康保険税納付書は7月中旬ごろ
郵送する予定ですので、税額をご確認ください。

問 医療年金課 ☎内線1724~1727